

事故事例

吊り荷の移動による転倒事故

ラフテレーンクレーン

事故発生状況

吊り荷(長尺物)の片側を地面に固定した状態で、作業半径が広がる方向に起伏伏せ操作で吊り荷を倒していたところ、作業半径が限界になり停止した。そこから、ウインチ巻下げ操作をしていると、クレーンが転倒した。



原因

- ・禁止作業(斜め吊り)を行っていたため。
- ・作業半径が限界になり停止したが、ウインチ巻下げ操作により作業半径が広がり、過負荷となったため。

対策

禁止作業(斜め吊り、過負荷、他)は行わない

＜危険＞禁止作業を行うと、クレーンが転倒または損傷するなど重大事故につながります。

- 安全装置は、斜め吊り時に発生する荷重を想定していませんので、斜め吊りは行わないでください。
- 安全装置により過負荷自動停止した際に次のような操作を行うと、クレーンに掛かる負荷が増加しますので行わないでください。
 - ・本件の事故のように、作業半径が広がる状態でのウインチ巻下げ操作。
 - ・吊り荷(過負荷)の地切り時の、起伏起こし操作。

※禁止作業の詳細については、取扱説明書を参照してください。